

働いた時間 ≠賃金 ^{自腹強要} 合わないんですけど・・・

バイトなのに ノルマとか・・・

断れない

は大きない。

残業代なし



ご相談ください

朝霞市労働・社会保険相談

面談相談:第3土曜日 午後1時~4時 朝霞市産業文化センター

若者労働ほっとライン

埼玉県労働相談センター(048-830-4522)

電話相談:第2、第4土曜日 午前10時~午後4時



【問合せ】朝霞市産業振興課 048-463-1903